平成17年3月22日

条例第120号

(目的)

第1条 この条例は、町、町民等及び事業者等が一体となって、空き缶等の散乱の防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、もってさつま町の美しい自然と快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

## (用語の意義)

- 第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 町民等 町民及び町内に勤務若しくは在学又は滞在し、又は町内を通過する者をいう。
  - (2) 事業者 町内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
  - (3) 公共的団体 区公民館及び公民会その他の公共的活動を行う団体をいう。
  - (4) 関係行政機関 町の区域を管轄する警察署,消防署又は国道,若しくは県道の管理事務 所その他の関係行政機関をいう。
  - (5) 土地建物等の所有者等 土地,建物又は工作物を所有し,占有し,又は管理する者をいう。
  - (6) ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)をいう。
  - (7) 空き缶、吸い殻等 飲料、食料等の缶、びんその他の容器及びたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これに類する物をいう。
  - (8) 公共の場所 町内の道路,河川,公園,広場その他の不特定又は多数の町民等が使用する場所をいう。

## (町の責務)

- 第3条 町は、美しい自然と快適な生活環境を確保するため、環境美化の促進に関する総合的な 施策を推進しなければならない。
- 2 町は、環境美化の促進について、町民等へ意識の向上を図る等啓発に努めるとともに、町民 等による自主的な環境美化活動に対して、積極的に支援するものとする。
- 3 町は、第1項に規定する施策の計画及び実施に当たっては、関係行政機関と協力し、密接に 連携を図らなければならない。

## (町民等の責務)

第4条 町民は、自宅周辺を清潔にするとともに、美しい自然と快適な生活環境の確保に資する

ため, 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 町民は、相互扶助の精神に基づき、身近な地域における清掃活動等、環境美化の促進に関す る実践活動に積極的に参加するよう努めなければならない。
- 3 町民等は、この条例の目的を達成するため、町及び関係行政機関が実施する環境美化の促進 に関する施策に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

- 第5条 事業者及び公共的団体(以下「事業者等」という。)は、その事業活動等に当たっては、 その社会的責任を自覚し、自己の施設及びその周辺を清掃するとともに、美しい自然と快適 な生活環境の確保に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者等は、前項の責務について、従業員その他事業活動等に従事する者に周知しなければ ならない。
- 3 事業者等は、この条例の目的を達成するため、町及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

(関係行政機関の責務)

第6条 関係行政機関は、町の環境美化のための施策に協力するものとする。

(公共の場所の管理者の責務)

- 第7条 公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保ち、かつ、みだりにごみが捨てられないように適正に管理しなければならない。
- 2 町は、必要に応じ、公共の場所の管理者に清掃等適切な維持管理を要請するものとする。 (土地建物等の所有者等の責務)
- 第8条 土地建物等の所有者等は、土地、建物又は工作物及びこれらの周辺の清潔を保つとともに、みだりにごみが捨てられることのないよう管理に努める等、環境整備に必要な措置を講じなければならない。

(事業者のごみの散乱防止に関する責務)

- 第9条 事業者は、その事業活動等に伴って生ずるごみの散乱の防止に努めなければならない。
- 2 ごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造,加工,販売等を行う者は,その散乱防止について,町民等に対する意識の啓発を図るとともに,回収及び資源化について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 容器入りの飲料又は食料を販売(自動販売機による販売を含む。)する者は、空き缶、空き瓶等の容器及び包装若しくは袋の散乱防止について消費者の啓発を行うとともに、その販売する場所(自動販売機の設置場所を含む。)にこれらを回収する設備を設ける等、適正な回収及

び資源化に努めなければならない。

4 土木工事,建築工事その他の工事の施工者は,当該工事により生ずる土砂,がれき,廃材等が道路その他の公共の場所に飛散し,又は流出しないように適正に管理しなければならない。 (禁止行為等)

第10条 何人も、みだりに空き缶、吸い殻等を捨ててはならない。

- 2 何人も、公共の場所においてみだりに置き看板、のぼり旗、貼り札等又は商品その他の物品 を放置(設置する権限のない場所に設置する場合は放置とみなす。)してはならない。
- 3 犬その他愛玩動物の所有者又は管理者は、公共の場所においてみだりにふんを放置してはな らない。
- 4 何人も、公共の場所において歩行中(自転車等の乗車中を含む。)に喫煙しないように努めなければならない。

(環境美化の日)

第11条 町は、空き缶、吸い殻等の散乱の防止等について町民等の理解を深めるため、環境美化に対する啓発を行うとともに、美しい自然と快適な生活環境の確保のため、環境美化の日を設けることができる。

## (環境美化推進員)

- 第12条 町長は、地域における環境美化の促進に関し、環境美化推進員を委嘱し、次に掲げる 事項の実施について協力を求めることができる。
  - (1) 町民等に対する環境美化の指導及び助言に関する事項
  - (2) 町民等に対する啓発に関する事項
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、環境美化のために必要な事項

(ボランティアの参加及び協力)

第13条 町は、環境の美化及び清掃活動に関し、ボランティアとして、広く町民等の自主的な 参加及び協力を求めるものとする。

(立入調查)

- 第14条 町長は、空き缶、吸い殻等の散乱を防止するために必要があると認めるときは、職員 に空き缶、吸い殻等が散乱している土地又は建物に立ち入らせ、必要な調査及び指導をさせ ることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする場合においては、職員は、さつま町職員証を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

(改善勧告)

第15条 町長は、第9条及び第10条の規定に違反し、生活環境を著しく害していると認められるときは、当該違反者に対し、適正な措置を講ずるよう勧告することができる。

(改善命令)

- 第16条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。 (公表)
- 第17条 町長は、前条の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、その事実 を公表することができる。
- 2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第19条 第10条第1項の規定に違反し、第16条の改善命令を受けてこれに従わないときは、5 万円以下の過料を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の宮之城町環境美化条例(平成15年宮之城町条例第12号)、鶴田町環境美化条例(平成15年鶴田町条例第17号)又は薩摩町空き缶等ポイ捨て防止条例(平成12年薩摩町条例第14号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。